

第34号議案

令和2年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度加東市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度加東市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,574,932 千円	△ 331,220 千円	1,243,712 千円
第1項 営業収益	1,240,306 千円	△ 331,220 千円	909,086 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,384,272 千円	△ 96,495 千円	1,287,777 千円
第1項 営業費用	1,290,859 千円	△ 96,495 千円	1,194,364 千円

令和2年5月15日提出

加東市長 安田正義

令和2年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,574,932	△ 331,220	1,243,712	
	1 営業収益		1,240,306	△ 331,220	909,086	
		1 給水収益		1,192,246	△ 331,220	861,026

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 水道事業費用			1,384,272	△ 96,495	1,287,777		
	1 営業費用		1,290,859	△ 96,495	1,194,364		
		1 原水及び浄水費		532,370	△ 97,375	434,995	
		4 総 係 費		162,843	880	163,723	

令和2年度

加東市水道事業会計補正予算（第1号）説明書

令和2年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）説明書

収益的收入及び支出

収 入

（款）水道事業収益

（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業収益		1,240,306	△ 331,220	909,086			
	1 給水収益	1,192,246	△ 331,220	861,026			
					水道料金	△ 331,220	水道料金
合	計	1,574,932	△ 331,220	1,243,712			

支 出

（款）水道事業費用

（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		1,290,859	△ 96,495	1,194,364			
	1 原水及び浄水費	532,370	△ 97,375	434,995			
					受水費	△ 97,375	兵庫県水道用水受水費
	4 総係費	162,843	880	163,723			
					委託料	880	電算システム改修業務委託料
合	計	1,384,272	△ 96,495	1,287,777			

令和 2 年度

加東市水道事業会計補正予算（第 1 号）補足説明書

令和2年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、水道料金を6か月間（6月から11月までの請求分）減免するための補正予算を編成いたしました。

収益的収入では、令和2年3月及び4月の水道料金調定実績から試算し、給水収益の減少見込額331,220千円を減額することにより、収益的収入予定額合計を1,243,712千円といたします。

収益的支出では、市が水道料金の減免を行う場合は、兵庫県水道用水の3か月間の料金が免除されるため、原水及び浄水費を97,375千円減額するほか、水道料金を減免するための電算システム改修業務委託料として、総係費880千円を増額したことにより、収益的支出予定額合計を1,287,777千円といたします。

1 収益的収入補正予算の概要

(1) 減免の内容（減免対象者、対象範囲）

- ① 一般家庭及び市内在住の個人事業者は、基本料金及び従量料金の全額を免除
- ② 上記以外の事業者は基本料金のみを免除

		基本料金	従量料金
一般家庭		免除	免除
事業所	市内在住の個人事業者	免除	免除
工場	上記以外の事業者（※）	免除	—

（※） 上記以外の事業者

- (ア) 法人名義で契約されている方
- (イ) 市内在住の個人名義で契約している場合であっても、水道料金を法人名義の口座から振替納付されている方、又は、納付書の請求先を法人名義にされている方
- (ウ) 契約者が市外在住（加東市に住民登録が無い）で、加東市内で事業をされている方

(2) 給水収益の減少見込額(減免対象期間6か月)を調定実績から試算した場合

(単位:千円)

令和2年3月及び4月調定の実績	基本料金 A	従量料金 B	合計 A+B	減免対象額 C	備考
一般家庭・個人事業者 (15,570件)	93,608	188,979	282,587	282,587	A+Bの全額を免除
上記以外の事業者 (2,175件)	48,633	200,649	249,282	48,633	Aの基本料金を免除
合計 (17,745件)	142,241	389,628	531,869	331,220	

※官公庁用(約390件)は水道料金減免の対象外とするため、上記表内の件数及び金額に含まれていない。

(3) 軽減額

口径20mm以下、1か月20m³使用の一般家庭の場合: 3,729円×6か月分=22,374円の減額

(参考: 無制限の利用を抑制するため、下水道使用料は減免対象外)

(4) 減免期間

6月から11月まで

〔 偶数月請求の方は、6月、8月、10月分
奇数月請求の方は、7月、9月、11月分 〕

(5) 手続

対象者からの申請手続は不要

2 収益的支出補正予算の概要

(1) 兵庫県水道用水の料金免除額試算(算出時の千円未満は切り上げ)

①基本料金 231,660千円(年)÷12か月×3か月分=57,915千円

②使用料金 157,838千円(年)÷12か月×3か月分=39,460千円

①+②=97,375千円

<参考: 資料No.1 >

3 財源措置

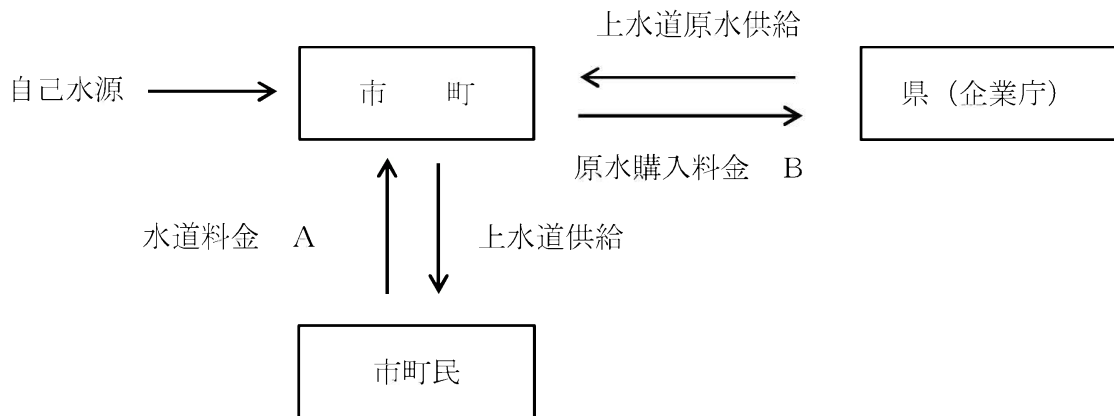
給水収益減少見込額 3,312,220 千円は、利益剰余金と兵庫県水道用水の料金の 3 か月分免除額 97,375 千円で補填。

作成年月日	令和2年5月1日
作成部局課室名	兵庫県企業庁水道課

兵庫県営水道の料金の免除について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への影響に対応するため、市町が水道料金の減免を行う場合、市町に水道用水の原水を供給している県営水道の、3ヶ月間の料金を上限として免除する。

1 事業スキーム



(1) 実施方法

市町が新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金 A を減免する場合、県営水道の料金 B を免除（A の減免額合計 \geq B が必要）

(2) 免除期間

3ヶ月間（令和2年5月～9月までに開始した場合、3ヶ月間）

(3) 県企業庁が水道用水原水の供給を行っている団体（22市町1団体→25市町）

地域	市町名
神戸地域	神戸市
阪神南地域	尼崎市、西宮市
阪神北地域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨地域	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨地域	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市
中播磨地域	姫路市、福崎町
西播磨地域	太子町
丹波地域	丹波篠山市
淡路地域	淡路広域水道企業団（洲本市、南あわじ市、淡路市）

（参考） 県営水道料金（市町からの納入） 1ヶ月当たり、約1.2億円
⇒3ヶ月で約3.6億円